

路外駐車場届出の際の留意事項

- 1 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする部分を朱記すること。
- 2 3の口欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3の口のa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共のように供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階数の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 6 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 7 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規程による認定の番号を記載すること。
- 9 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）製造者名を記載すること。
- 10 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

添付図面

- (1) 路外駐車場の位置を表示した縮尺10,000分の1以上の地形図
- (2) 次に掲げる事項を表示した縮尺200分の1以上の平面図
 - イ 路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く）
 - ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場施行令第7条第1項に規程する道路の部分及び橋
- (3) 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺200分の1以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図
供用開始後10日以内
- (4) 路外駐車場管理運用規程（第13条関係）
 - ・路外駐車場の名称
 - ・路外駐車場管理者の氏名及び住所〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに代表者名〕
 - ・路外駐車場の供用時間に関する事項
 - ・駐車料金に関する事項
 - ・路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷に関する損害賠償に関する事項
 - ・路外駐車場の構造上駐車できない自動車
 - ・路外駐車場の業務に附帯して行なう燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要